

大阪市告示第709号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、慶沢園における使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年5月27日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

（名称） 地方独立行政法人 大阪市博物館機構

理事長 真鍋 精志

（所在地） 大阪府中央区大手前4丁目1番32号

2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年4月1日

（建設局公園緑化部調整課）